

社会福祉法人原浜福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人原浜福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) この法人の役員等の報酬額は、年間50万円以内とする。
- (3) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定

めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。(評議員会の議決日から施行する。)

この規程は、平成30年6月23日より施行する。(評議員会の議決日から施行する。)

別表 1

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	3,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	3,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査・理事会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	3,000 円